

# 群馬県からのお知らせ

## 群馬県青少年健全育成条例の一部改正について

平成28年3月29日公布

### 改正の趣旨

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風適法」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。
- 行政不服審査法の改正に伴い、所要の改正を行いました。

### 群馬県青少年健全育成条例の一部改正の内容

#### ○ 第38条関係（施行日：平成28年6月23日）

- ・ 青少年に対し、風適法第2条第4項に規定する接待飲食等営業において、客の相手となってダンスをする業務に従事するよう勧誘する行為を禁止対象から除きました。（第1号関係）
- ・ 青少年に対し、キャバレー等を含む改正後の風適法第2条第1項第1号に該当する営業の客となるよう勧誘する行為を禁止しました。（第3号関係）

第38条違反の罰則  
30万円以下の罰金(第57条第10号)

#### ○ 第51条関係（施行日：平成28年4月1日）

- ・ 行政不服審査法の改正により、条例に基づいて知事が行った指定の取り消し等の場合における公示が規定されたことに伴い、条例第51条（異議申立てによる指定の取消し等の公示）を削除しました。

青少年に対して行われる行為のうち罰則が規定されている行為は、青少年の年齢を知らないことを理由として処罰を免れることはできません。（第60条）

◎ **行為の相手が青少年であるか、年齢を確認する義務があります。**



「群馬県青少年健全育成条例」に関する詳しいお問い合わせは  
**群馬県こども未来部 子育て・青少年課**

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1丁目1番1号 電話 027-223-1111(内線2394)・027-226-2393(直通)

※ 詳しい内容は、群馬県ホームページでもご覧いただけます。検索方法は、群馬県ホームページ右上の「 検索」に「健全育成条例」と入力して検索を実行して下さい。

詳しい情報は、HPで検索して下さい。

健全育成条例

検索

CLICK!